

訴 状

2021（令和3）年1月25日

横浜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司

同 小 沢 弘 子

同 石 崎 明 人

同 伊 藤 朝日太郎

同 武 井 由 起 子

同 中 村 晋 輔

同 高 橋 由 美

同 馬 込 竜 彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

町議会議員懲罰処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金 3, 7 2 3, 8 7 2 円 (上申書参照)

貼用印紙 金 2 4, 0 0 0 円

目次

第 1	請求の趣旨	3
第 2	請求の原因	3
1	事案の概要	3
2	懲罰の対象とされた原告の行為	4
3	懲罰議決に至る経過	7
4	原告の名誉を毀損する被告の行為	9
5	本件各懲罰処分の違法性	12
6	被告湯河原町の原告に対する損害賠償および謝罪広告掲出義務	18
7	結語	19
第 3	立証方法	20
第 4	添付書類	20
	謝罪広告目録	21
	関係法令抜粋	23
	当事者目録	27

第1 請求の趣旨

- 1 湯河原町議会が原告に対し公開の議場における陳謝の懲罰を科した、令和2年9月29日付の議決を取消す。
 - 2 湯河原町議会が原告に対し1日間の出席停止の懲罰を科した、令和2年9月29日付の議決を取消す。
 - 3 湯河原町はこの判決確定後最初に発行される議会報「議会ゆがわら」に、紙面の1ページ以上を使って、別紙目録記載の内容による謝罪広告を掲載せよ。
 - 4 湯河原町は原告に対し金50万円およびこれに対する令和2年11月21日から支払済まで年3分の割合による金員を支払え。
 - 5 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 事案の概要

本件は、被告湯河原町の町議会議員である原告が、同議会町税等徴収対策強化特別委員会の席上で配布された滞納者名簿が同委員会終了後も回収されていない事実を、同議会本会議における一般質問および原告自身の発信したSNSの中で指摘した行為が会議規則に違反するとして、同議会が原告に「陳謝」の懲罰を科した令和2年9月29日付議決（第1次懲罰）および原告が陳謝文の読上げを拒否したことを理由とする「出席停止1日間」の懲罰を科した同日付議決（第二次懲罰）について、各議決の取消しを求める抗告訴訟、および被告が発行する議会報「議会ゆがわら」第116号（令和2年11月号）の紙面を編集した町議会が、原告の行為は会議規則に違反する秘密会の議事を漏洩するものであると指摘した上、それが「議員としてあるまじきこと」であり、「議会運営を混乱させ、町民及び行政機関に多大な迷惑をかけた」ものであると非難した名誉棄損行為について、被告に対し上記議会報上の謝罪広告およ

び損害賠償を求める民事訴訟を併合請求する事案である。

2 懲罰の対象とされた原告の行為

(1) 町税等徴収対策強化特別委員会における町税滞納者名簿の配布状況

- ア** 原告は令和2年3月15日に実施された湯河原町議会議員選挙において議員として初当選し、同議会に設置されている町税等徴収対策強化特別委員会（定数7名、以下単に「特別委員会」という）に所属した。
- イ** 令和2年度の最初の特別委員会は7月20日に開催され委員全員が出席したほか、傍聴議員として委員以外の議員全員（委員とあわせて計14名）が、会議に参加していた。
- ウ** 特別委員会では町税等滞納者名簿のコピー（以下単に「滞納者名簿」という）が10年来の慣行として配布されて来たものであるところ、原告は滞納者の氏名をマスキングしないなどの取扱いについて疑問を提起したが、採決の結果同日午後の特別委員会（午後1時02分～1時35分）は秘密会とされ、その席上、滞納者名簿がマスキングを施さないまま傍聴議員を含む出席者全員に配布された。（以上につき**甲1**）
- エ** 滞納者名簿の内容は、町民税や固定資産税だけでなく介護保険料や上下水道料金などの納付金を含む滞納者約2000名につき、その個人名、法人名、住所、滞納額、滞納の経過および処分内容を記載したもので、その厚さは3～4センチに及ぶものである（**甲22**）。

特別委員会の終了に際し、原告と熊谷照男委員の2人は名簿を当局に返却したが、委員長らも町長その他当局者も議員からの名簿の回収は行なわなかった。

(2) 町議会本会議における原告の発言

- ア** 町議会の令和2年9月定例会は9月7日から29日までを会期として開催され、原告も一般質問の機会を得た。原告は8月24日付で質問通告書

を議長あてに提出し、その中で町長に対し「特別委員会において滞納者名簿の共有が行なわれているが、個人情報保護の観点から問題はないと考えるか」との質問要旨を記載した。(甲2)

イ 9月7日の町議会本会議において富田幸宏町長は、秘密会として開催された特別委員会の議事の内容を漏らすことは町議会会議則92条に抵触するとの理由で、上記質問に対する答弁を拒否した。

ウ 原告が「湯河原町の全滞納者の個人情報リストが議員に共有されて回収されていない、これは問題ではないのか」と再質問を行なったのに対し、村瀬公大議長が「『リストが回収されていない』というのは秘密会の内容なので懲罰の対象となる。」と発言した。

エ 滞納者名簿が全委員および傍聴議員に配布されるということは秘密会に入る前の特別委員会において説明され、議事録にも明記されている事実なので、原告がその旨を発言すると、議長は「リストを配布したことは秘密ではないが、リストが『回収されていない』ということは秘密会の内容にあたる。発言を撤回(削除)しなければ、一般質問は続けられない」と重ねて指摘した。

オ 原告は「滞納者名簿が回収されていない」という事実は会議規則92条にいう「秘密会の議事」に該当するという認識には同意できなかったが、一般質問を続ける機会を確保するため、「わかりました、じゃあそれは削除していただいて結構です。」と発言した上、名簿に記載された情報が議会にも共有されているということ自体に問題がないのかという点に絞って質問を続行した。

カ この質問に対しては当局側から「秘密会で審議すれば問題ないと解釈している」(徴収対策室長事務取扱)とか「議会側の要請に基づいて提供しているので、ご懸念があるならば、議会側の意思として提供を求めないという方法もあるのではないか」(町長)という答弁がなされた。(以上につき

甲3)

(3) 本会議の内容に関する新聞報道と原告によるSNS上の発信

ア 9月7日の町議会本会議の内容は翌日の神奈川新聞によって報道された。記事の内容は以下のとおりである。

「湯河原町が町税滞納者の名簿を町議会の特別委員会に提供し回収していないことが7日、分かった。名簿には滞納者の氏名や住所、滞納額などが記載されているという。

名簿が提供されたのは、同町議会町税等徴収対策強化特別委員会。関係者によると、名簿は同委の要請を受け、同委の非公開の会議『秘密会』での共有を前提に町が開示。7月に開かれた秘密会で配布された名簿には、町税や上下水道料金など滞納者の氏名や法人名、住所、滞納額、処分などが記載されていたという。9月7日現在も回収されていないという。(以下略)」(甲4)

イ 原告は、同日SNSにおいて神奈川新聞の上記記事を援用して以下のとおり発信した。

「【滞納者情報の名簿が、議員に配布されて回収されていない!?

土屋由起子の一般質問の内容が神奈川新聞に掲載されました】

昨日は9月定例会の一般質問でしたが、私の質問『町税等徴収対策特別委員会における滞納者の名簿の共有は個人情報保護の観点で問題ないのか?』という質問の部分が掲載されました。

これは湯河原町議会の特別委員会の『秘密会』という議事録の残らない会議において、数年前から常態化している事で、湯河原町の滞納者名簿(個人情報)が町議会議員に配布され、そのリストは回収されていません。このような町民の個人情報に関する危機管理意識の欠如は大変問題だと、一般質問で指摘させていただいたところ、今朝の神奈川新聞に掲載されました。(以下略)」(甲5)

3 懲罰議決に至る経過

(1) 第一次懲罰

ア 9月18日付で原田洋外4名の議員により原告に対する懲罰動議が提出された。

動議の理由は、原告が公開の議場で「秘密会の議事を口外した」こと、および「発言取消しを申し出たにもかかわらず、後日、自身のSNS上で秘密会の議事を他に漏らした」ことである。(甲6)

イ 同日開催された懲罰特別委員会において原告は弁明を行った。

その中で原告は、2015(平成27)年7月17日の町税等徴収対策強化特別委員会の議事録(甲20)において、滞納者名簿の取扱いに関して町税対策課長が、「本日お配りしました、こちらの資料につきましては、冒頭、副委員長の方から、各自で保管ということをお願いいたしましたが、ご自宅に持って帰ることや保管が難しい方につきましては、そのまま置いていただければ当課の方で保管いたします」と発言していることが記録されていることを指摘し、滞納者名簿が配布された事実およびそれが回収されない事実は、いずれも公表されており「秘密会の議事」にあたるものではない、と述べた。(甲8)

ウ 懲罰特別委員会は9月25日付で原告に対し懲罰を科すべきとし、懲罰処分の内容として「公開の議場における陳謝」を選択する旨の報告書を作成し(甲9)、同日29日の本会議において、これを報告した。

エ 本会議においては委員会報告のとおり陳謝の懲罰を科することが賛成多数で決定された。(甲14)

会議規則第109条による「議会の決めた陳謝文」の内容は、以下のとおりである。

「陳謝文

私は、令和2年9月7日開催の第6回定例会における一般質問の際、一

般傍聴者や報道機関のいる公開の議場において、会議規則の規定に反し秘密会の議決を口外し、その後、議長の勧告に従い発言取消しを申し出た後も、私自身のSNS上で同内容の発信をしてしまいました。秘密会の議事を口外した罪を重く受け止め、今後は二度と同じ過ちを犯すことのないよう、各種法令を順守することをお約束いたします。

そして議会基本条例の規定に基づき、自らが町民の選良であることを認識し、町民の代表にふさわしい活動を行うよう自身の行動を改めてまいる所存でございます。

ここに、深く反省し、誠意を披瀝して陳謝いたします。

令和2年9月29日

湯河原町議会議員

土屋 由希子」(甲9)

オ 原告は議長から上記陳謝文を読み上げるよう促されたが、自身の信条とは全く異なる内容の陳謝文を読み上げることは本意ではないので、これを拒否した。(甲14)

(2) 第二次懲罰

ア 原告が第一次懲罰処分としての本会議における陳謝文読上げを拒否したのに対して、室伏寿美夫外2名の議員から即日懲罰動議が提出され、本会議の休憩中懲罰特別委員会が開催された。

イ 第二次懲罰を求める動議提出の理由は、

原告が「9月29日開催の本会議において、議決による公開の議場における陳謝の懲罰を科されたにもかかわらず、議決に従わずこれを拒否したことは、議会の品位を軽んずるものであるとともに議事の妨害となる行為である」から、というものであった。(甲10)

ウ 懲罰特別委員会が原告に対し、議決された内容に従わなかった理由についての弁明を求めたのに対して原告は、

「議会が作成された陳謝文は、自分の信条とは程遠く、納得のいく内容ではない」こと、自分は秘密会の議事を漏らしたのではないこと、心にもない事を発言することは、思想及び良心の自由を保障している日本国憲法にも反し、議会に対する誠実な態度をとることにはならない旨を述べた。

(甲12)

エ 懲罰特別委員会は原告が陳謝文の朗読を拒否したことは「著しく議会の品位を軽んじた」ことにあたり、また、「議事の妨害をした」ことにあたるとして、「出席停止1日」の懲罰処分をなすべきことをただちに決定し、同日午後開かれた本会議の冒頭においてこの旨を報告した。(甲13)

本会議は原告を除く議員全員の賛成で特別委員会報告どおり、原告に対する「出席停止1日間」の懲罰処分を議決した。

オ 9月29日午後の本会議における主要な議題は令和元年度決算の承認の件であったが、上記出席停止処分により、原告はその審議に加わることができなかった。(以上につき甲14)

4 原告の名誉を毀損する被告の行為

(1) 本件懲罰処分の議会報への掲載

ア 湯河原町では議会の活動を町民に広報する媒体として「議会ゆがわら」が年4回発行されている。編集の主体は町議会であり町会議員6名で構成される「議会だより編集委員会」がこれにあたる。

イ 町議会の8月臨時会および9月定例会に関する記事を主な内容とする「議会ゆがわら」第116号の編集委員会は11月6日開かれ、全16ページのうち、原告に対する懲罰処分の経過に関する記事が冒頭の4ページ分(2～5ページ)を占めた。原告も編集委員会の一員ではあったが、紙面の構成および本件の懲罰処分にかかわる内容に関しては出席ないし発言の機会是与えられなかった。

ウ 「議会ゆがわら」第116号の記事の内容には、以下のとおり原告の人格的価値に関する社会的評価の低下をもたらす記載（事実の摘示および意見の表明）が含まれている。（甲15）

すなわち社会的評価の低下をもたらす「事実の摘示」にあたる記載としては

- ①懲罰が科されたのは、「原告が『秘密会の議事を他に漏らしてはいけない』という議会内部のルールを破ってしまったため」である、との指摘（2頁1～2段）
- ②「一般傍聴者や報道機関のいる公開の場である本会議場において湯河原町議会会議規則第92条第2項の規定に反し、秘密会の議事を口外しました。（中略）後日、自身のSNS上の秘密会の議事を他に漏らしました、との指摘（2頁4段）」
- ③原告が読み上げることを拒否した陳謝文を原告の記名入りで掲載して、あたかも原告が「秘密会の議事を口外した罪」を自認しているような効果を生じたこと（4頁3～5段）

がこれに該当する。

また、社会的評価の低下をもたらす「意見の表明」にあたる記載としては、

- ④「議会運営の基礎となる各種法令に違反し、合議体である議会の意思決定である議決に従わないことは、議員としてあるまじきことであり、その結果、議会運営を混乱させ、町民の皆様並びに行政機関に多大なるご迷惑をかけた責任は誠に重大です。」とのコメント（2頁2～3段）
- ⑤「土屋由希子議員に『公開の議場における陳謝』の懲罰を科したところ、土屋由希子議員が陳謝を拒否し、不規則発言をしました」とのコメント（4頁1段）

⑥「世の中には必ずルールがあります。なんびとも個人的に気に入らないからと言って勝手にルールを変えることも、無視することも出来ません。

(中略) 出席停止の懲罰は、町民から負託を受けた議員のみに与えられた最大の権利である議決権を行使できないという重い罪です。その責務を果すことが議員の責任であり、務めであると思います。」とのコメント
(16頁、編集後記)

がこれに該当する。

エ すなわち「議会ゆがわら」の上記記事の内容は、本会議の一般質問とSNS上における原告の発言が(「秘密」であることを理由にその発言内容を特定しないまま)、議会内部のルール破りにあたると断定する事実摘示と、出席停止によって原告が町民の負託にこたえることができなかったという重大な事態を招いた責任がもっぱら原告にあるという意見表明によって、原告に対する社会的評価を低下させるものである。

(2) 議会報の全町的配布

上記のとおり原告に関する社会的評価の低下をもたらす記述を公然と記載した「議会ゆがわら」第116号は、11月20日朝の新聞各紙への折込み、という方法で湯河原町内のほぼ全戸に対し配布された。

この「議会ゆがわら」の全町的配布により、秘密会の議事を暴露するという違法行為をしながらそのことについて反省をしないという、「議員としてあるまじき行為」をはたらいた人物であるとして原告を貶める広報活動が、町内全域に展開されたのであった。

5 本件各懲罰処分の違法性

(1) 会議記録の公開性に関する憲法上の要請

ア 日本国憲法第57条第1項ただし書きは、衆・参両院の会議を特別議決によって秘密会とすることを認めている。ただし、同条第2項は、「会議の記録」について、

「秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの」以外はすべて「公表し、且つ一般に頒布」することを義務づけている。つまり、秘密会によって傍聴を排除することが許される場合にも、会議終了後も秘密として保護されるべき情報は、秘密会における議事のすべてではなく「特に秘密を要する」と客観的に認められる範囲に限られ、それ以外の情報は「公表して差支えない」どころか、「公表しなければならない」と規定しているのである。

イ 憲法の上記規定は直接には国会の両院を対象としているが、その法理は地方議会を含むすべての公的会議体について類推適用されるべきものである。わが国において情報公開条例が最初に適用された訴訟において、裁判所が憲法57条を引用しつつ「会議の非公開とその会議の経過や結果を記録した会議録を事後的に開示することとは事柄の性質上両立しえないではない」と判示していることはその証左である（浦和地裁昭和59年6月11日判決、判例時報1120号3頁）。

ウ 湯河原町議会会議規則（甲18）第92条第2項の

「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない」との規定も、憲法第57条の趣旨に即して限定的に解釈されなければならない。

すなわち、同会議規則91条「秘密会」を予定している趣旨は、傍聴人等を議場外に退去させることにより出席者の自由な意見交換を保障し審理の実質化を図ることを目的とするものであって、秘密を自己目的とするも

のではない、同条において秘密にすべき「議事」とは議員の発言内容（ないし発言の中で引用された文書等の内容）に限定されるものと解すべきである。

また、会議規則第92条が「秘密性の継続する限り」において議事の秘密を保護している趣旨は、憲法57条が「記録の中で特に秘密を要すると認められる」ものと同義に解すべきである。

(2) 町が保有する個人情報の利用・提供状況の公表は条例で義務づけられている

ア 湯河原町個人情報保護条例（**甲19**、以下「個人情報保護条例」）は、町が保有する個人情報の「利用及び提供の範囲」を公表することを義務づけている。滞納者名簿が議会に提供されて委員会へ席上配布された事実と同じく、それが回収されずに個々の委員に所持されている事実も、条例上公表を義務づけられ、秘密とすることが許されない事実である。

以下において、この点を詳述する。

イ 個人情報保護条例第7条は、実施機関に対し、個人情報を取り扱う事務について「個人情報取扱事務登録簿」を備えることを義務づけているところ、登録簿の必要的記載事項の中には「個人情報の利用及び提供の範囲」が含まれている（同条第1項第6号）。

「個人情報の利用及び提供の範囲」の変更も登録簿の必要的記載事項である（同条例第9条第3項）。

ここにいう「利用」は同一実施機関（たとえば町長部局）内部の関係を、また「提供」は実施機関と外部（他の実施機関を含む）との関係を指す。町長と議会とは別々の実施機関なので（同条例第2条第2項）、町長の保有する個人情報を議会と共有することは、当該情報の議会に対する「提供」にあたる。

ウ そして登録簿は一般の閲覧に供することが義務づけられている（同条第6項）。個人情報保護条例は、自己を本人とする町の保有個人情報に関し、本人の利用停止請求権を認めているが（第32条）、本人の利用停止請求権の保障も、個人情報がどの範囲で利用されているかという事実を把握できなければ絵に画いた餅にすぎない。

すなわち個人情報の秘密を保護するためにも、当該個人情報がどこでどのように利用・提供されているかということに関する情報は、公開性が保障されなければならないわけである。

エ 本件にあてはめれば、町税滞納者リストの内容は個人情報として保護されるべきものであるが、（だからこそ）その個人情報が町長部局の特定の部署のみで利用されているのか、それとも議会における審議資料として議員の閲覧に供されているのか、更には議員の自宅にまで持ち帰られているのか——という「利用および提供の範囲」に関する情報は、公開されることにより利用停止請求権等の保障に供されなければならない情報なのであり、これを秘密として扱うことは個人情報保護の制度を根底からくつがえす真逆の措置なのである。原告が弁明（甲8）の中で援用した、特別委員会の平成27年7月15日付議事録（甲20）が、滞納者名簿の配布や回収の事実を明記しているのは、上記の趣旨に照らし当然の措置であった。

（3）税の滞納情報は本人の秘密として保護する必要性の高い情報である

ア 地方税法第22条は、地方税に関する調査又は徴収に関する事務に従事している者（又はしていた者）が、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らした場合の処罰の最高刑を「懲役2年」と定めている。

これは、地方公務員法第60条（同法第34条の守秘義務違反に対する罰則）が定める法定刑の上限（懲役1年）を上回っている。

イ 町税滞納者リストに記載された個人情報は、地方税の徴収に関する事務に関して知り得る秘密であるから、一般の個人情報以上にその秘密性の保

護が手厚くなされるべきである。ここに言う「保護」とは当該情報が不当に利用・提供されない、ということばかりではなく、当該情報の利用・提供先を、本人が確実に把握できるという保障と表裏一体をなすものであることは前述したとおりである。

(4) 町当局が滞納者名簿を議会に提供したこと自体の違法性

ア 湯河原町当局は、滞納者名簿を町議会に提供すること自体は、議会の審議が秘密会においてなされる限り適法であると認識している。町議会が本件懲罰議決の前提としている認識も同一であると思われる。

町当局が準拠している規範は、自治省税務局長の昭和49年11月19日通知「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について」(甲16)である。

同通知は「滞納者名及び滞納税額の一覧等は、…(中略)…地方税法第22条の『秘密』には該当しない」という前提で書かれている。

しかし、地方税法第22条は平成23年の改正により、守秘義務の範囲が、地方税に関する「調査」の事務にとどまらず「徴収」に関する事務にも拡張され、これによって、「滞納者名及び滞納額の一覧等」も、地方税法第22条によって保護される秘密となったのである。

イ 個人情報保護制度を知らないばかりか、この法改正も反映していない古色蒼然たる昭和49年の自治省通知が、今なお規範としての意味を持ちうるかどうかは別として、町当局が町議会に対し本件滞納者名簿を提供したこと自体が以下に述べるとおり個人情報保護条例に違反していることは明らかである。

すなわち、個人情報保護条例第9条は、「取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供する」前提条件を制限しており、それが許されるのを、法令の規定に基づく場合(1号)、本人の同意に基づく場合(2号)、個人の生命・身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必

要がある場合（3号）のほか、「湯河原町個人情報審査会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき」（4号）に限っている。

滞納者名簿を議会の審議資料として提供することについて、湯河原町個人情報審査会が意見を聴かれた事実はない。

この点だけでも、議会への本件個人情報の提供は違法である。

ウ また、情報を議会に提供することに「相当な理由」があるか否かは個人情報の具体的内容とは別に審査会の審査になじむ事項であって、議会における討論の対象になりうる事項でもある。相当性審査の対象となる「理由」に該当する事項は具体的に示される必要がある。

しかし、7月20日の特別委員会において原告が、その理由をくりかえし質問したのに対し、当局からは「議会の要請があったから」という形式的答弁以上のものは得られなかった（**甲1**）。

エ ちなみに、湯河原町には、町税等の徴収金の確保について効率的な運営方針を策定するための機関として湯河原町行財政改革推進委員会が設置されており、これまでに6次にわたる「湯河原町行財政改革大綱」が策定されている。（**甲17-1, 2**）

同委員会には議会の代表も参加しているのであるから、同委員会とは別に議会自身が滞納者名簿に基づく審議を議会が行なうべき「相当な理由」があるとは到底考えられない。

オ そもそも議員に対する懲罰制度の存在目的は、「議会内の秩序を保持し、その運営を円滑にする」ところにある（後出最高裁大法廷判決）。

審議の秘密を確保することが「秩序の保持」と評価されるためには、その前提として審議の適法性が確保されていなければならない。

違法な審議が行なわれている事実は、一日も早く是正されるべきものであり、その事実を広く国民に知らせることは公益に資する正当な行為であ

る。懲罰権を行使して違法の審議を「秘密」の名の下に保護することは本末転倒の背理である。

(5) 懲罰議決の違法性——まとめ

- ア** 湯河原町議会が原告に対して第一次懲罰処分として「陳謝」を議決した理由は、原告が7月20日の特別委員会で配布された滞納者名簿のコピーが回収されていないという事実を本会議における一般質問及びSNS上の発信において指摘したことが、秘密会たる特別委員会の議事を口外したことに該当する、というものであり、第二次懲罰処分として「出席停止」を議決した理由は、第一次の「陳謝」処分を受けながら、その非を認めなかったことが議会の品位を軽んじ、または議事を妨害したことにあたるといえるものである。
- イ** 従って、滞納者名簿が回収されていない、という原告の本会議上及びSNS上の発言が、客観的に見て「秘密会の議事を口外した」ことに該当しないのであれば、第一次懲罰処分は違法であってただちにその根拠を失う。また第一次懲罰処分が適法かつ有効であることによってはじめて成立する第二次懲罰処分も、その根拠を失う。
- ウ** そして前述のとおり滞納者名簿が特別委員会の審議資料として配布され、かつそれが各議員から回収されていないという事実は、秘密として保護されるべきものではないのは勿論、むしろ一般に公表されるべき事実であり、原告の行為は会議規則の禁止する「秘密会の議事」の漏洩には該当しない。
- エ** よって、原告に対する第一次懲罰処分はその根拠を全く欠く違法な処分として取消されるべきである。

したがって、原告が第一次懲罰処分の適法性・有効性を認めず「陳謝」を拒否したことは、当然であってなんら非難されるべき行為に該当せず、原告の行為が「議会の品位を軽んじた」とか「議事を妨害した」、などと客観的に評価される余地は全くない。

オ 議員に対する出席停止の懲罰が、対象議員に対し

「議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動をする
ことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことが
できなくなる」という効果をもたらすものであり、従って「裁判所は、常
にその適否を判断することができる」ことは最高裁判所が最近判示したと
ころである（最高裁大法廷令和2年11月25日判決 — 甲21）。

「陳謝」を求める懲罰議決に従わなかったことを唯一の理由として「出席
停止」の懲罰議決がなされた場合において、前提としての「陳謝」処分に
客観的根拠があるか否かということも裁判所の判断にゆだねられるべきで
あることは当然である。

カ 以上の次第であるから、湯河原町議会が、令和2年9月29日付で原告
に対して「陳謝」を求めた第一次懲罰処分、および同日付で「1日間の出
席停止」を命じた第二次懲罰処分は、いずれもその客観的根拠を欠く違法
処分であって取り消しを免れない。

6 被告湯河原町の原告に対する損害賠償および謝罪広告掲出義務

(1) 名誉棄損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信
用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるもので
ある限りそれが事実を摘示するものであるが、又は意見ないし論評を表明す
るものであるかを問わず成立し得るものである。

(2) 4において前述したとおり「議会ゆがわら」第116号の紙面の約4ペー
ジを使って原告が秘密会の議事を口外するという「ルール違反」を犯し、か
つそのことについて陳謝を求める議会の意思を無視するという「議員として
あるまじき」行為をしたことにより、出席停止という町民の負託に背く結果
を招いた、という趣旨のいずれも原告の人格的評価を低下させる事実の摘示
および意見の表明がなされた。

(3) また、このように町議会の名において、原告の人格的評価を低める媒体が令和2年11月20日以降新聞折込の方法で湯河原町内全域に供され、ほとんど全ての町民の閲覧に供されたことにより、原告の社会的評価は低下した。

(4) 「議会ゆがわら」の編集にあたったのは、いずれも町議会議員であり、個人情報保護条例などを熟知しているものであるから、原告の行為が「秘密会の事実の漏洩」に該当するものではないことを容易に認識することができた。

従って、「議会ゆがわら」紙上で上記のとおり原告の名誉を故なく毀損する内容の記事を掲載したことは、議員らの重大な過失に基づくものである。

被告湯河原町は議員らが原告の名誉を毀損した行為について国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償義務を負う。

その賠償額は少なくとも金50万円を下るものではない（名古屋高裁平成29年9月14日判決、判例時報2354号26頁参照）。

(5) また、本件不法行為の性質に鑑み、湯河原町議会の名による謝罪広告を、町内全域に配布することを命ずる処分が必要である（民法第723条）。

被告に掲載・配布を命ずる謝罪広告の内容は、別紙「謝罪広告目録」記載のとおりと定めるのが相当である。

7 結語

以上の次第で原告は請求の趣旨第1項および第2項記載のとおり湯河原町議会が原告に対し陳謝および出席停止1日間を命じた、令和2年9月29日付の各懲罰処分の取り消しを求めるとともに、第3項および第4項記載のとおり、同議会が議会報「議会ゆがわら」の紙面を用いて原告の名誉を回復させる措置として湯河原町議会の名による謝罪広告および被告湯河原町による損害賠償（元本のほか不法行為の翌日から支払済まで民法所定の遅延損害金を含む）の支払いを求めて本訴に及んだ。

第3 立証方法

甲第1～第21（立証趣旨は別添「証拠説明書（1）」記載のとおり）による他、
口頭弁論期日において必要に応じ提出する。

第4 添付書類

甲第1～第21号証 写 各1通

訴訟委任状 1通

以上

謝罪広告目録

1. 湯河原町議会は土屋由希子議員に対し、令和2年9月29日付で公開の議場における陳謝の懲罰（以下「第一次懲罰」）を科し、更に同日付で出席停止1日間の懲罰（以下「第二次懲罰」）を科する議決をしました。

2. 第一次懲罰の理由は、土屋議員が同年9月7日の町議会本会議において「町税等徴収対策強化特別委員会の委員に対して配布された滞納者名簿が同委員会の審議終了後も回収されていない」という事実を指摘し、また同月8日にSNS上で同様の内容を発信したことが、湯河原町議会会議規則（以下「会議規則」）第92条で禁止されている「秘密会の議事を他にもらし」たことに該当する、というものでした。

また、第二次懲罰の理由は、「第一次懲罰」で求められた陳謝文の読み上げを土屋議員が拒否したことが、会議規則第98条の規定に反し「著しく議会の品位を軽んじた」こと及び同第100条の規定に反し「議事の妨害をした」ことに該当する、というものでした。

3. しかし、土屋議員が町に対して提起された上記各懲罰処分取消等請求訴訟において裁判所は、土屋議員の議場における発言およびSNS上の発信の内容が、なんら会議規則に違反するものではなく、従って各懲罰処分はいずれも根拠のない違法処分であるとして、これらを取り消す旨の判決を下し、この判決は確定しました。

湯河原町議会は、土屋議員に対する各懲罰議決が違法処分であると裁判所に評価された事実を厳粛に受止めます。

4. また、湯河原町議会が、令和2年11月に発行した議会報「議会ゆがわら」116号において、土屋議員が「議会内部のルールを破った」、「会議規則に反し秘密会の議事を口外した」などという社会的評価の低下をもたらす事実の摘示をしたこと、および土屋議員の行為が「議員としてあるまじきこと」であり、「町民および行政機関に多大な迷惑をかけた」ことになるなどという意見表明をしたことが、土屋議員の名誉を違法に侵害するものであることも同じ判決によって示されました。

湯河原町議会は、この事実も厳粛に受止めます。

5. 以上の理由により湯河原町議会は、判決に従って土屋由希子議員の名誉を回復する措置として、本議会報の紙上にこの謝罪広告を掲載する次第です。

令和 年 月 日

(判決確定日)

湯河原町議会

議長 氏名

関係法令抜粋

日本国憲法

第 57 条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

- ② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- ③ (略)

地方自治法

(懲罰理由)

第 134 条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

- ② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

(懲罰の種類及び除名の手続)

第 135 条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

- ② (略)
- ③ (略)

地方税法

(秘密漏えいに関する罪)

第 22 条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

湯河原町議会会議規則（昭和 40 年 4 月 1 日議会規則第 2 号）

(指定者以外の退場)

第 91 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

- ② 委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。

(秘密の保持)

第 92 条 秘密会の議事の記録は公表しない。

② 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない。

(品位の尊重)

第 98 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第 99 条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第 100 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(懲罰動議の提出)

第 106 条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

② 前項の動議は、懲罰事犯のあった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 92 条(秘密の保持)第 2 項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第 107 条 懲罰については、議会は、第 36 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

(戒告又は陳謝の方法)

第 109 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 110 条 出席停止は、3 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(懲罰の宣告)

第 112 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は公開の議場において宣告する。

湯河原町個人情報保護条例 (平成 17 年条例第 2 号)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一. 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を

除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

二. 実施機関 町長、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

三. (略)

四. (略)

五. 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関において保有しているものをいう。ただし、行政文書(湯河原町情報公開条例(平成17年湯河原町条例第1号)第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

六. 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

② 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

一. 個人情報取扱事務の名称

二. 個人情報取扱事務の目的

三. 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

四. 要配慮個人情報の取扱いの有無及び当該情報を取り扱うときは、その理由

五. 個人情報の収集の方法

六. 個人情報の利用及び提供の範囲

七. 個人情報の記録の内容

八. 個人情報の記録の対象者

九. 電子計算機処理の有無

十. その他実施機関が定める事項

② (略)

- ③ 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- ④ (略)
- ⑤ (略)
- ⑥ 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 9 条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

(利用停止請求権)

第 32 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反して保有されているとき、第 8 条第 1 項から第 4 項まで又は第 10 条第 1 項の規定に違反して収集されているとき又は第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用停止又は消去
- (2) 第 9 条第 1 項及び第 2 項又は第 10 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による当該保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(利用停止義務)

第 33 条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をするこ

とにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

以上

当事者目録

〒259-0312

神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1888番地

原告 土屋 由希子

〒231-0015

(送達場所) 横浜市中区尾上町1丁目4番1号 関内S Tビル10階

大川隆司法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 大川 隆 司

電 話 045-664-7818

F A X 045-664-7822

〒248-0006

鎌倉市小町1丁目8番21号パークハイツ小町A号室 小沢法律事務所

弁護士 小 沢 弘 子

〒106-0032

東京都港区六本木1丁目4番5号 アークヒルズサウスタワー16階

リップル法律事務所

同 弁護士 石崎 明人

〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番9号 千疋屋ビル3階

八重洲グローバル法律事務所

同 弁護士 武井 由起子

〒190-0022

東京都立川市錦町3丁目6番6号 中村LKビル6階

原後綜合法律事務所立川事務所

同 弁護士 伊藤 朝日太郎

〒231-0021

横浜市中区日本大通17番 JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所

同 弁護士 中村 晋輔

同 弁護士 高橋 由美

同 弁護士 馬込 竜彦

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央2丁目2番1号

被告 湯河原町

同代表者町長 富田 幸宏

処分庁 湯河原町議会

代表者議長 村瀬 広大

以上